

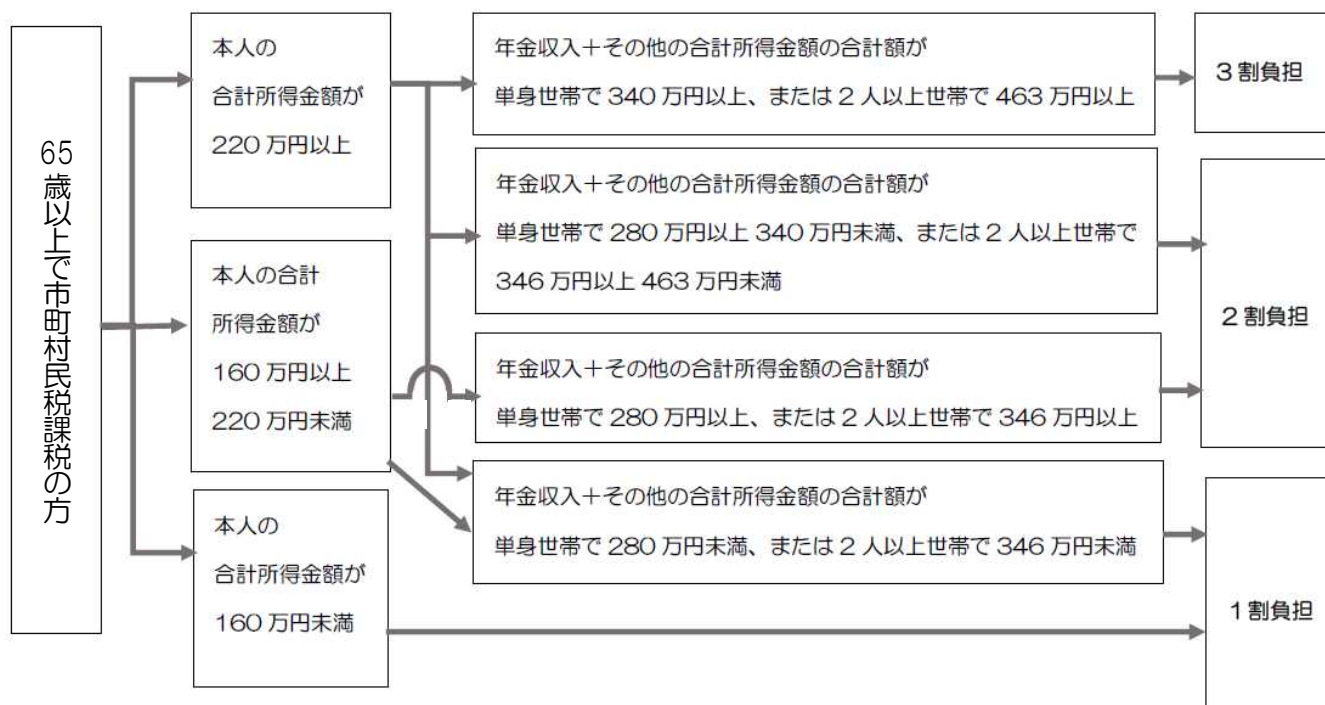
一 介護保険、高齢者福祉の相談窓口

名称	所在地	電話番号	担当地域
新発田市役所 (ヨリネスしばた)	〒957-8686 新発田市中央町3-3-3	0254(22)3030	市内全域
新発田市 豊浦、紫雲寺、 加治川支所	豊浦支所 〒959-2323 新発田市乙次281-2 新発田市豊浦庁舎1階 紫雲寺支所 〒957-0232 新発田市真野原外3331-5 加治川支所 〒959-2415 新発田市住田510 新発田市加治川庁舎1階	豊浦支所 0254(22)6777 紫雲寺支所 0254(41)3112 加治川支所 0254(33)3102	市内全域
地域 包 括 支 援 セ ン タ ー	新発田中央地域包括 支援センター	〒957-0053 新発田市中央町3-13-3 「新発田市健康長寿アクティブ交 流センター」内	0254(26)2400 ・外ヶ輪小学校区 ・猿橋小学校区
	新発田東地域包括 支援センター	〒959-2511 新発田市菅谷3345-1 特別養護老人ホーム「ヒルトップ くしがた」内	0254(31)2001 ・二葉小学校区 ・東中学校区の五十公野 地区 ・川東中学校区 ・七葉中学校区
	新発田西地域包括 支援センター	〒959-2311 新発田市荒町甲1611-8 「新発田リハビリテーション 病院」内	0254(28)7447 ・東中学校区の松浦地 区・米倉地区・赤谷地 区 ・佐々木中学校区 ・豊浦中学校区
	新発田南地域包括 支援センター	〒957-0055 新発田市諏訪町1-10-38 複合型福祉施設 「コンフィ陽だまり苑」内	0254(24)1111 ・御免町小学校区 ・住吉小学校区 ・東豊小学校区
	新発田北地域包括 支援センター	〒957-0232 新発田市真野原外3331-2 特別養護老人ホーム「しうんじ」 内	0254(41)4646 ・紫雲寺中学校区 ・加治川中学校区

※ 各地域包括支援センターは、担当地域が決まっていますので、お住まいの地域を担当するセンターをよくお確かめのうえ、ご利用ください。

介護サービスの負担割合は1割～3割です。

利用者負担の判定の流れ



※第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担

一 介護保険サービス

自己負担は1割～3割ですが、本冊子ではめやすとして1割負担分を掲載しております。各サービスや利用料（1割自己負担分）は次のとおりです。

※サービスを提供する事業所は、別冊『**介護保険以外の高齢者福祉サービス 低所得者の介護サービス利用料の軽減等**』24～37ページに掲載しています。

■居宅サービス

1 訪問介護（ホームヘルプ）

内 容	訪問介護員(ホームヘルパー)が家庭を訪問し、入浴、排泄、食事などのお世話をします。 早朝や夜間に家庭を巡回して短時間の介助も行います。		
区 分	要介護1～5の方		
自己負担額のめやす	身体介護	20分未満	167円
		20分以上30分未満	250円
	生活援助	20分以上45分未満	183円
		45分以上	225円

2 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス）

①介護予防訪問介護相当サービス

内 容	訪問介護員(ホームヘルパー)が家庭を訪問し、入浴介助などの身体介護を中心とした支援を行います。	
区 分	要支援1～2の方	
自己負担額の めやす (1か月)	週1回程度の利用	1, 176円
	週2回程度の利用	2, 349円

②訪問型サービスA

内 容	訪問介護員(ホームヘルパー)が家庭を訪問し、調理や掃除などをいっしょに行い、利用者ができることが増えるよう支援を行います。	
区 分	要支援1～2の方	
自己負担額の めやす (1か月)	週1回程度の利用	1, 058円
	週2回程度の利用	2, 114円

③訪問型サービスC（短期集中予防サービス）

内 容	通所への参加が困難な方に、保健・医療専門職等が、その方の居宅を訪問して生活機能に関する問題に対し「運動器の機能向上（運動コース）」「栄養改善」「口腔機能の向上」「閉じこもり予防・支援」「認知機能の低下予防・支援」「うつ予防・支援」のプログラムを約6か月間、「運動器の機能向上（生活支援コース）」のプログラムを約3か月間行い、相談・指導等を実施します。	
区 分	要支援1～2の方、事業対象者（基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方）	
自己負担額	なし	

3 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

内 容	入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車で訪問して、入浴の介助を行います。	
区 分	要介護1～5の方	要支援1・2の方
自己負担額の めやす	1回につき 1, 260円	1回につき 852円

4 訪問看護・介護予防訪問看護

内 容	訪問看護ステーションや医療機関の看護師が家庭を訪問し、主治医と連絡をとりながら療養上のお世話や必要な診療の補助を行います。					
区 分	要介護1～5の方			要支援1・2の方		
自己負担額のめやす	訪問看護ステーションから	20分以上 30分未満	470円	介護予防訪問看護ステーションから	20分以上 30分未満	450円
		30分以上 1時間未満	821円		30分以上 1時間未満	792円
	病院または診療所から	20分以上 30分未満	398円	病院または診療所から	20分以上 30分未満	381円
		30分以上 1時間未満	573円		30分以上 1時間未満	552円

5 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

内 容	理学療法士や作業療法士が家庭を訪問して、日常生活の自立を助けるための機能訓練を行います。	
区 分	要介護1～5の方	要支援1・2の方
自己負担額のめやす	307円	307円

6 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

内 容	医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、療養上の管理や指導を行います。			
区 分	要介護1～5の方		要支援1・2の方	
自己負担額のめやす (単一建物住居者1人に対して行う場合)	医師が行う場合(月2回まで)	514円	医師が行う場合(月2回まで)	514円
	歯科医師が行う場合(月2回まで)	516円	歯科医師が行う場合(月2回まで)	516円
	医療機関の薬剤師が行う場合(月2回まで)	565円	医療機関の薬剤師が行う場合(月2回まで)	565円
	薬局の薬剤師が行う場合(月4回まで)	517円	薬局の薬剤師が行う場合(月4回まで)	517円
	居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行う場合(月2回まで)	544円	居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行う場合(月2回まで)	544円
	居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行う場合(月2回まで)	524円	居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行う場合(月2回まで)	524円
	歯科衛生士等が行う場合(月4回まで)	361円	歯科衛生士等が行う場合(月4回まで)	361円

7 通所介護（デイサービス）

内 容	デイサービスセンターなどに通い、入浴や食事の提供、日常生活上の支援が受けられます。	
区 分	要介護1～5の方（7時間以上8時間未満の場合）	
自己負担額のめやす	要介護1～5	655円～1,142円

8 介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）

①介護予防通所介護相当サービス

内 容	デイサービスセンターなどに通い、入浴や食事の提供を受け生活機能の維持向上のための体操などを行います。	
区 分	要支援1～2の方	
自己負担額のめやす （1か月）	週1回程度	1,672円
	週1回程度（要支援2）	1,714円
	週2回程度（要支援2）	3,428円

②通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）

内 容	介護職等が生活機能を改善するための運動を、集団でおおむね1時間30分程度、週1回の頻度で6か月間行います。	
区 分	要支援1～2の方、事業対象者（基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方）	
自己負担額のめやす	サービス利用（送迎なし）	158円/回（1割負担の場合）
	サービス利用（送迎あり）	205円/回（1割負担の場合）

③通所型サービスC（短期集中予防サービス）

内 容	保健・医療の専門職等が生活機能を改善するための「運動器の機能向上（3か月間）」「栄養改善（6か月間）」「口腔機能の向上（3か月間）」のプログラムをおおむね1時間30分程度行います。または3つのプログラムをあわせた「複合型」プログラムを、3か月間おおむね2時間行います。	
区 分	要支援1～2の方、事業対象者（基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方）	
自己負担額	なし	

9 通所リハビリテーション（デイケア）・介護予防通所リハビリテーション

内 容	介護老人保健施設や医療機関などに通い、機能訓練が受けられます。		
区 分	要介護1～5の方 (6時間以上7時間未満の場合)		要支援1・2の方(1か月)
自己負担額のめやす	要介護 1～5	710円 ～1,281円	要支援1 2,053円 要支援2 3,999円

10 短期入所生活介護/療養介護（ショートステイ）・介護予防短期入所生活介護/療養介護

内 容	介護老人福祉施設や介護老人保健施設、療養型病床群等に短期間入所して、介護や機能訓練などが受けられます。		
区 分	要介護1～5の方		要支援1・2の方
自己負担額のめやす	短期入所生活介護 (介護老人福祉施設・併設型で多床室の場合)	596円 ～874円	要支援1 446円
			要支援2 555円
	短期入所療養介護 (介護老人保健施設で多床室の場合)	827円 ～1,045円	要支援1 610円
			要支援2 768円

11 介護福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

内 容	日常生活の自立をたすけるための福祉用具を貸与します。		
区 分	要介護2～5の方		要支援1・2、要介護1の方
用 具	車いす・車いす付属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト(つり具を除く)・歩行器・歩行補助つえ・手すり(工事をともなわないもの)・スロープ(工事をともなわないもの)・自動排泄処理装置(要介護4・5の方のみ。尿のみを自動的に吸引できるものは、要支援1・2、要介護1～3の方も利用できます。)		歩行器・歩行補助つえ・手すり(工事をともなわないもの)・スロープ(工事をともなわないもの)
自己負担額のめやす	実際に貸与に用いた費用の1割～3割		

12 特定（介護予防）福祉用具購入費の支給

内 容	<p>排泄や入浴で使われる貸与になじまない福祉用具を指定販売事業所で購入した場合、購入費を支給します。支給方法は2通りあります。</p> <p>① 利用者が購入費の全額を支払い、後日、申請書・領収書・購入した用具の概要が記載された資料を添えて市に提出すると、購入費用の7割～9割が支給されます。</p> <p>② 購入費用の7割～9割の支給額受け取りを福祉用具販売事業所へ委任することで、初めから1割～3割の負担で購入することができます。購入後、申請書・委任状・領収書・用具の概要が記載された資料を添えて市に提出してください。（委託が可能な事業所かご確認ください）</p> <p>※特定（介護予防）福祉用具購入費の支給を受ける場合は、必ず指定販売事業所かどうかをご確認ください。</p>	
区 分	要介護1～5の方	要支援1・2の方
利用限度額	<p>腰掛便座・自動排泄処理装置の交換可能部品・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部分・固定用スロープ・歩行器（歩行車を除く）・単点つえ（松葉杖を除く）・多点つえ</p> <p>年度内10万円まで</p>	

13 住宅改修費支給・介護予防住宅改修費支給

内 容	<p>住み慣れたわが家で自立して暮らすため、現住居に手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、改修費を支給します。支給方法は2通りあります。</p> <p>① 利用者がいったん改修費用の全額を支払い、上限額内の7割～9割が後から支給されます。</p> <p>② 支給額（上限額20万円のうち7割～9割）の受け取りを住宅改修施工事業所（登録事業所のみに限る）へ委任することで、初めから1割～3割の負担で改修することができます。ただし、保険料の滞納や要介護認定申請中、入院中など利用者の制限があります。</p> <p>※住宅改修の支給については、まずケアマネジャー等に相談し、事前に市町村への申請が必要です。</p>	
区 分	要介護1～5の方	要支援1・2の方
対 象 工 事	<p>廊下、階段、浴室などの手すりのとりつけ、段差解消の為のスロープ設置等、滑り防止のための床材変更、引き戸などの扉の取り替え（扉の撤去等を含む）、洋式便器等への便器の取替など。</p> <p>上記の改修にともなって必要となる工事。</p>	
利用限度額	<p>上限額20万円まで</p> <p>※20万円は対象となる金額の上限であり、支給の上限額は、負担割合1割の方の場合で18万円までです。</p>	

14 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

内 容	有料老人ホームなどに入所している高齢者も、食事や入浴など必要な介護を介護保険で受けることができます。			
区 分	要介護1～5の方（1日）		要支援1・2の方（1日）	
自己負担額のめやす	要介護 1～5	538円 ～807円	要支援1 要支援2	182円 311円

在宅サービスの利用限度額

要介護度によって1か月の支給額に限度があります。限度額を超えた分は全額自己負担となります。

要介護度	支給限度額（月額）	自己負担（1割）	自己負担（2割）
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円

高額介護サービス費の支給

介護保険サービス（介護保険給付・総合事業サービス）を利用した場合、利用した金額の1割～3割を利用者が負担しますが、この利用負担が高額にならないように、一定の上限が決められています。

この利用者負担の上限を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として、後から支給されます。該当する方には、ご案内と申請書をお送りします。

利用者負担段階区分	所得等合計額	上限額（1ヶ月あたり）
生活保護受給者		15,000円
本人及び世帯全員が 市民税非課税	老齢福祉年金受給者	15,000円（個人）
	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	24,600円（世帯）
	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以上	24,600円
市民税課税世帯		44,400円
現役並み所得者	年収が約383万以上約770万円未満	44,400円
	年収が約770万以上約1,160万円未満	93,000円
	年収が約1,160万以上	140,100円

※現役並み所得：同じ世帯に65歳以上で課税所得145万円以上の方がおり、同じ世帯の65歳以上の方の収入の合計が520万円（単身の場合は383万円）以上の方。

上限額の区分は、利用月の初日において利用者の属する世帯の課税状況等により決まります。サービス利用者が同一世帯に2人以上いるときには、世帯単位で見ます。それぞれの利用者負担額の合計がこの上限額を超えた場合、申請すると後から支給されます。これを「世帯合算」といいます。

申請手続きは、市高齢福祉課または各支所へ

介護保険高額介護サービス費支給申請書が届きましたら、申請書に必要事項を記入・押印のうえ、申請してください。

1回申請すると、次回から該当する月分は自動的に指定口座に振り込まれます。

高額医療・高額介護合算制度について

「高額医療・高額介護合算制度」とは、計算期間（8月1日～翌年7月31日）の医療費と介護サービス利用費の合計額が自己負担限度額（下表）を超えた場合、その超えた部分を支給するというものです。

上限を超えた額を医療と介護（介護保険給付・総合事業サービス）の負担割合に応じて割り振り、医療保険者と介護保険者それぞれから支給します。

【自己負担限度額（年額）】

		70歳以上の方		70歳未満の方		
		平成29年8月～ 平成30年7月	平成30年8月～			
現役並み所得者	住民税課税所得 690万円以上	67万円	212万円	基準 総 所得 額 ※	901万円超	212万円
	住民税課税所得 380万円以上		141万円		600万円超～ 901万円以下	141万円
	住民税課税所得 145万円以上		67万円		210万円超～ 600万円以下	67万円
一般	56万円	210万円以下	60万円			
低所得者Ⅱ (市民税非課税世帯など)	31万円	市民税非課税世帯	34万円			
低所得者Ⅰ (市民税非課税世帯で年金 所得80万円以下など)	19万円					

※基準総所得額＝前年の総所得金額等－基礎控除33万円

自己負担額計算における注意点

- ①自己負担限度額は、毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分によって決まります。
- ②自己負担額として計算されるのは、医療保険は1～3割の自己負担額、介護保険は1～3割の自己負担部分のみです。（食費や居住費、差額ベッド代は対象になりません。）
- ③70歳未満の方は、同一医療機関に支払った医療費が1か月で21,000円未満の場合は合算対象となりません。
- ④自己負担限度額を超えた額が500円以下の場合には支給されません。

【国民健康保険、後期高齢者医療制度加入者の方】

対象となる方には、市または後期高齢者医療広域連合から申請書を送付いたします。

※計算期間の途中で県外・市外から転入された方、加入している医療保険に変更があった方などには届かないことがあります。

【被用者保険加入者の方】

市からは申請書を送付いたしません。直接市へお問い合わせください。

■施設サービス

1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

内 容	日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者が入所します。食事、入浴、排泄などのお世話や健康管理などが受けられます。			
自己負担額のめやす	入所定員が30人以上で多床室の場合 <table border="1"> <tr> <td>要介護3～5の方</td> <td>(1日につき) 712円～847円</td> </tr> </table> ※やむを得ない事情がある場合は、要介護1・2の方も入所可能。		要介護3～5の方	(1日につき) 712円～847円
要介護3～5の方	(1日につき) 712円～847円			

2 介護老人保健施設

内 容	症状が安定し、リハビリに重点をおいたケアが必要な高齢者が入所します。医学的な管理のもとで、日常生活の介護や機能訓練が受けられます。			
自己負担額のめやす	多床室の場合 <table border="1"> <tr> <td>要介護1～5の方</td> <td>(1日につき) 788円～1003円</td> </tr> </table>		要介護1～5の方	(1日につき) 788円～1003円
要介護1～5の方	(1日につき) 788円～1003円			

3 介護医療院

内 容	主に長期にわたり、療養が必要な高齢者が入所します。医療と介護（日常生活上の世話）が一体的に受けられます。			
自己負担額のめやす	多床室の場合 <table border="1"> <tr> <td>要介護1～5の方</td> <td>(1日につき) 825円～1,362円</td> </tr> </table>		要介護1～5の方	(1日につき) 825円～1,362円
要介護1～5の方	(1日につき) 825円～1,362円			

介護保険施設に入所した場合、サービス費用の1割から3割の利用料のほかに、入所時等の加算があります。

食費と居住費は、自己負担となります。ただし、本人及び世帯の市民税課税状況等に応じて、軽減制度があります（14ページ参照）。そのほかに日用品費も自己負担です。

■地域密着型サービス

1 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

内 容	小規模な居宅型の施設で、通いを中心としながら訪問、宿泊などを組み合わせて食事、入浴などの介護や支援が受けられます。	
区 分	要介護1～5の方	要支援1・2の方
自己負担額のめやす	月額 10,423円～27,117円	月額 3,438円～6,948円

2 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

内 容	認知症の高齢者が食事、入浴などの介護や支援、機能訓練が日帰りで受けられます。	
区 分	特別養護老人ホーム等に併設の場合	
	要介護1～5の方	要支援1・2の方
自己負担額のめやす	(7時間以上8時間未満の場合) 日額 892円～1,276円	(7時間以上8時間未満の場合) 日額 771円～862円

3 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

内 容	認知症の高齢者が共同で生活できる場（居宅）で食事、入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。	
区 分	要介護1～5の方	要支援2の方
自己負担額のめやす	1ユニットの場合 日額 764円～858円	1ユニットの場合 日額 760円
	2ユニットの場合 日額 752円～844円	2ユニットの場合 日額 748円

4 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

内 容	日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者が入所します。定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事、入浴、排泄などのお世話や健康管理などが受けられます。	
自己負担額のめやす	入所定員が29人以下でユニット型個室の場合	
	要介護3～5の方	(1日につき) 803円～942円
※やむを得ない事情がある場合は、要介護1・2の方も入所可能。		

5 地域密着型通所介護

内 容	利用定員が18人以下のデイサービスセンターなどに通い、入浴や食事の提供、日常生活上の支援が受けられます。	
区 分	要介護1～5の方	
自己負担額のめやす	(7時間以上8時間未満の場合) 日額 750円～1,308円	

地域密着型サービスを利用する場合、上記費用のほかに、加算される場合があります。食費、居住費、そのほか日用品費等は自己負担です。

一 低所得者の介護サービス利用料の軽減

■国制度

1 訪問介護利用料の軽減

制度移行措置対象者

内 容	障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担率が0円となっている人で、訪問介護（介護予防、夜間対応型を含む）を利用した場合、利用料を0%（全額免除）とします。
対象となる方	次のいずれかに該当する方 ・ 65歳到達以前おおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた65歳以上の方 ・ 特定疾病により要介護(要支援)となった40歳から64歳までの方

2 社会福祉法人利用者の利用料の軽減

内 容	軽減することを申し出た社会福祉法人が行う介護保険のサービスに限り、利用者負担額（介護サービス利用料1割負担分）・食費・居住費（滞在費）・宿泊費についてそれぞれ25%を軽減します。（ただし、老齢福祉年金受給者は50%を軽減します。また、生活保護受給者は、特別養護老人ホーム及びショートステイを利用した時の個室の居住費のみが対象となり全額免除します。）
対象となるサービス	社会福祉法人(軽減届出のある法人)が提供する以下のサービス ・ 訪問介護（介護予防、夜間対応型を含む） ・ 通所介護（介護予防、認知症対応型、介護予防認知症対応型を含む） ・ 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む） ・ 短期入所生活介護（介護予防を含む） ・ 介護老人福祉施設 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
対象となる方	1. 世帯全員が市民税非課税で生計が困難な方 ・ 市民税世帯非課税の方 ・ 世帯の前年の年間収入合計額（非課税のものも含む）が単身世帯で150万円、1人増えるごとに50万円加算した額以下の方 ・ この軽減申請時に世帯の預貯金等（有価証券、債券等も含む）の合計額が単身世帯で350万円、1人増えるごとに100万円加算した額以下の方 ・ 世帯の中に日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産をもっている人がいない方 ・ 負担能力のある（市民税が課税されている）親族等に扶養されていない方 ・ 介護保険料を滞納していない方 2. 生活保護受給者

3 居住費（滞在費）・食費の利用料の軽減

内 容	介護保険施設（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）、地域密着型介護老人福祉施設に入所及びショートステイを利用する場合、介護サービス費と居住費（滞在費）・食費・日常生活費の全額が利用者の自己負担となりますが、低所得の方の利用が困難とならないように居住費（滞在費）・食費の負担限度額が設けられ、利用料が軽減されます。軽減を受けるには申請が必要です。
-----	---

認定要件		
利用者負担段階	対 象 者 ※1	資産の状況 ※2
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が市民税非課税の方	単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下
第2段階	・世帯全員（別世帯の配偶者を含む。）が市民税非課税で、合計所得金額 + 課税年金収入額 + 非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下
第3段階①	・世帯全員（別世帯の配偶者を含む。）が市民税非課税で、合計所得金額 + 課税年金収入額 + 非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下
第3段階②	・世帯全員（別世帯の配偶者を含む。）が市民税非課税で、合計所得金額 + 課税年金収入額 + 非課税年金収入額の合計が120万円以上の方	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下

※1 世帯の中に市民税の申告をしていない方がいると、収入の状況がわからないため認定ができません。収入が全く無い方でも市民税の申告を行った上で申請してください。

※2 第2号被保険者の方の資産状況は、各利用者負担段階にかかわらず単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下です。

1日あたりの負担限度額					
利用者負担段階	居住費（滞在費）の負担限度額				食費の負担限度額 ※2
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室 ※1	多床室	
第1段階	820円	490円	320円 (490円)	0円	300円
第2段階	820円	490円	420円 (490円)	370円	390円 (600円)
第3段階①	1,310円	1,310円	820円 (1,310円)	370円	650円 (1,000円)
第3段階②	1,310円	1,310円	820円 (1,310円)	370円	1,360円 (1,300円)

※1 介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所療養介護を利用した場合は（ ）内の金額となります。

※2 短期入所生活介護、短期入所療養介護を利用した場合は（ ）内の金額となります。

※特例減額措置とは

2人以上世帯で、世帯員が施設に入所したことにより、残された家族の生計が困難になるような場合、第3段階の負担軽減を受けることができます。詳しい条件等はお問い合わせください。

■市制度

内 容	社会福祉法人が行う介護保険のサービスに限り、利用者負担額（介護サービス利用料1割負担分）・食費・居住費（滞在費）・宿泊費についてそれぞれ12.5%を助成します。利用料の助成を受けるには、申請が必要です。
対象となるサービス	社会福祉法人が提供する以下のサービス ・訪問介護（介護予防、夜間対応型を含む） ・通所介護（介護予防、認知症対応型、介護予防認知症対応型を含む） ・小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む） ・短期入所生活介護（介護予防を含む） ・介護老人福祉施設（ユニット型個室に限る） ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型個室に限る）
対象となる方	新発田市の介護保険被保険者で、下記のいずれにも該当し、生計が困難な方 ・市町村民税世帯非課税の方 ・世帯の前年の年間収入合計額（非課税のものも含む）が単身世帯で100万円、世帯員が1人増えた場合100万円を加算し、以後1人増えるごとに50万円を加算した額以下の方 ・申請時に世帯の預貯金等（有価証券、債券等も含む）の合計額が50万円以下の方 ・世帯の中に日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産をもっている人がいない方 ・負担能力のある（市民税が課税されている）親族等に扶養されていない方 ・介護保険料を滞納していない方 ※生活保護受給者、老齢福祉年金受給者は対象となりません。

■その他

- ・災害や失業などにより利用料を負担することが困難であると認められる方に対して、利用料を減免する制度があります。詳しくはお問い合わせ下さい。
- ・介護サービスに関する苦情・相談は、サービス事業者や居宅介護支援事業者、新発田市高齢福祉課（電話22-3030）、又は新潟県国民健康保険団体連合会（電話025-285-3072）で受け付けています。

介護サービスの苦情は

- 介護サービスに関する苦情・相談は、サービス事業者や居宅介護支援事業者へ
- 次のところも受け付けます。

新発田市高齢福祉課

電話：0254-22-3030

新潟県国民健康保険団体連合会

電話：025-285-3072